

TMI 中国最新法令情報 —(2021年4月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。近時のバックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(https://www.tmi.gr.jp/service/global/asia-pacific/2021/)

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 輸出入食品安全管理弁法	
(2) 輸入食品国外生産企業登録管理規定	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第四弾：企業買収のイロハ	10
(第3回 法務 DD の実施方法)	
三. 中国法務の現場より	17
(1) 2021年の清明節	
(2) IPBA 上海大会	

一. 中国最新法令（2021年3月中旬～2021年4月中旬公布分）

・ 中央法規

(1) 輸出入食品安全管理弁法¹

税関総署 2021年4月12日公布、2022年1月1日施行

① 背景

現行の輸出入食品安全管理弁法（以下「現行管理弁法」という。）は、国家品質監督管理検査検疫総局により2011年9月13日に公布され、2012年3月1日より施行された後、監督管理の権限が税関総署に移行されたことに伴い、税関総署は2018年11月23日に同法を改正したが、輸出入食品に対する監督管理の内容自体に大きな変更はされなかった。

中国共産党第19回全国人民代表大会の報告では、食品の安全性は国民の健康と生命の安全にかかわる事項であることに鑑み、食品安全を重要課題として掲げ、国民の安全を確保することを強調している。これを受け、2020年6月、税関総署は、輸出入食品安全に関する監督管理をより一層向上させるために、現行の輸出入食品管理システムの最適化と改善を行い、現行管理弁法を改訂するべく意見募集稿を公布し、2021年4月13日、改正後の輸出入食品安全管理弁法（以下「本弁法」という。）が正式に公布され、2022年1月1日より施行されることとなった。

本弁法は、現行管理弁法から大幅に内容が改正されており、中国における輸出入食品安全に関する監督管理の一般要求、食品の輸入及び輸出に関する監督管理措置並びに関連の法的責任等について改めて規定している。また、本弁法の施行により、現行管理弁法、2018年4月28日に改訂、公布された輸出蜂蜜検査検疫管理弁法²、2018年11月23日に改訂、公布された輸出入水産品検査検疫管理弁法³、輸出入肉類製品検査検疫管理弁法⁴、輸出入乳製品検査検疫管理弁法⁵及び輸出入食品生産企業届出管理規定⁶は、2022年1月1日をもって廃止される。

上記を踏まえて、本弁法に関する主な内容を以下のとおり整理し、中国における今後の輸出入食品の監督管理方法の変化傾向を紹介する。

② 主な内容

ア 適用範囲の拡大⁷

現行管理弁法は、輸出入食品の検査検疫及び監督管理に適用されるとされているが⁸、本弁法では、以下の活動において本弁法に従わなければならないと規定されている。

¹ 「中华人民共和国进出口食品安全管理办法」

² 「出口蜂蜜检验检疫管理办法」

³ 「进出口水产品检验检疫监督管理办法」

⁴ 「进出口肉类产品检验检疫监督管理办法」

⁵ 「进出口乳品检验检疫监督管理办法」

⁶ 「出口食品生产企业备案管理规定」

⁷ 本弁法第2条

⁸ 現行管理弁法第2条第1項

- 輸出入食品の生産経営活動
 - 税関による輸出入食品の生産経営者及び輸出入食品の安全に対する監督管理
- イ 輸出入食品の生産経営者の責任⁹
- 輸出入食品の生産経営者は、その生産、経営した輸出入食品の安全について責任を負い、中国が締結又は参加している国際条約、協定、中国の法律法規及び食品安全に関する国家基準に基づき、輸出入食品の生産経営活動を行わなければならない。
- ウ 輸入食品への合格評価¹⁰
- 税関は、輸出入商品検査の関連法律法規に基づき、輸入食品に対して合格評価を実施する。
- 輸入食品への合格評価には、中国に輸入する食品の外国（地域）の食品安全管理体制に対する評価及び審査、国外生産企業の登録、輸出入者の届出及び合格の保証、入国する動物・植物に対する検査及び承認、輸入食品に付随する合格証明書の検査、書類の審査、現場検査、抜き打ち検査、輸入及び販売に関する記録の検査などが含まれている。
- エ 外国（地域）への評価及び審査の実施要件¹¹
- 以下のいずれかの場合、税関総署は、外国（地域）に対する評価及び審査を実施することができる。
- 外国（地域）が、ある種類の食品につき初めて中国への輸出申請する場合
 - 外国（地域）の食品安全、動物・植物の検疫に関する法律法規、組織機構等に重大な変更があった場合
 - 外国（地域）が申請した中国に輸出するある種類の食品の検査検疫に関する要求に重大な変更があった場合
 - 外国（地域）において重大な動物・植物の疫病又は食品安全インシデントが発生した場合
 - 税関が中国に輸入する食品に重大な問題を発見し、動物・植物の疫病又は食品安全の危険性があると判断した場合
 - その他の評価及び審査を実施する必要となる場合
- オ 外国（地域の）の食品安全管理体制への評価及び審査に関する主な内容¹²
- 食品安全、動物・植物の検疫に関する法律法規
 - 食品安全監督管理組織機構
 - 動物・植物の疫病の流行状況及び防疫措置
 - 病原性微生物、農薬・動物用医薬品及び汚染物質の管理及びコントロール
 - 食品の生産、加工、運送、倉庫保管における安全、衛生に対するコントロール
 - 輸出食品の安全監督管理

⁹ 本弁法第4条

¹⁰ 本弁法第10条

¹¹ 本弁法第12条

¹² 本弁法第13条

- 食品安全の保護、追跡及びリコールシステム
- 早期警戒及び緊急対応のメカニズム
- 技術サポートの能力
- その他の動物・植物の疫病、食品安全に関する状況

カ 食品の輸入及び販売記録の保存期間¹³

食品の輸入者は、食品の輸入及び販売記録制度を設立し、食品名称、正味量、規格、生産日、生産番号又は輸入番号、賞味期限等を記録し、関連証明資料を保存しなければならない。

上記の記録及び証明資料の保存期間は、食品の賞味期限が切れた後6ヶ月を下回らず、明確な賞味期限がない場合は、食品の販売後2年以上保存しなければならない。

キ 国外輸出者及び国外生産企業の審査制度¹⁴

食品の輸入者は、国外輸出者及び国外生産企業に対する審査制度を設立し、以下の内容を中心に審査しなければならない。

- 食品安全リスクのコントロール措置の制定及び実施に関する状況
- 食品を中国の法律法規及び食品安全に関する国家基準に合致させる状況

ク 動物・植物検疫許可の取得¹⁵

食品の輸入者は、中国に食品を輸入するために、貿易（売買）契約を締結する前に動物・植物検疫許可を取得しなければならない。

ケ 輸入健康食品、特殊膳食食品に関する包装表示要求¹⁶

輸入健康食品、特殊膳食食品の中国語ラベルは最小販売単位の包装に直接印刷しなければならない。貼り付けてはならない。

コ 輸入停止又は禁止¹⁷

以下のいずれかの場合、税関総署は、リスク評価結果に基づき、関連食品に対して輸入停止又は禁止の措置を講じることができる。

- 輸出国（地域）に重大な動物・植物の疫病が発生し又はその食品安全体制に重大な変更が生じ、中国に輸入する食品の安全を効果的に保証することができない場合
- 輸入食品が検疫伝染病病原体に汚染されたことが判明し又は検疫伝染病の感染媒体になることを示す証拠があり、且つ効果的な衛生処理を実施することができない場合
- 税関が本弁法第34条2項に基づくコントロール措置を講じた輸入食品について、再び安全、健康、環境保護の項目が不合格となったことが判明された場合
- 国外生産企業が中国の関連法律法規に違反し、情状が重い場合
- その他の情報により関連食品に重大な安全の危険性があることが判明された場合

¹³ 本弁法第21条

¹⁴ 本弁法第22条

¹⁵ 本弁法第27条

¹⁶ 本弁法第30条第4項

¹⁷ 本弁法第35条

サ 輸出食品に対する監督管理の内容¹⁸

税関は、法により輸出食品に対して監督管理を行い、以下の管理措置輸出食品の原料の栽培・養殖場の届出、輸入食品生産企業の届出、企業に対する審査、証明資料の審査、現場検査、監督抜き取り検査、港での抜き取り検査、国外報告により行う検査を講じる。

シ 輸出食品の生産企業に対する食品安全管理上の要求¹⁹

輸出食品の生産企業は、完備且つ追跡可能な食品安全衛生コントロール体制を設立し、この体制の通常の運行を保証し、食品の生産、加工、保存の過程が継続的に中国の関連法律法規、輸入食品の生産企業に対する安全衛生要求に合致することを確保しなければならない。

輸出食品の生産企業は、サプライヤー評価制度、仕入品検査記録制度、生産記録制度、出荷検査記録制度、輸出食品追跡制度及び不良食品処分制度を設立しなければならない。関連記録は、真実且つ有効なものであり、その保存期間は、食品の賞味期限が切れた後 6 ヶ月を下回らず、明確な賞味期限がない場合は、2年以上保存しなければならない。

ス 輸出食品の包装表示に関する規制の変更²⁰

本弁法の施行により、現行管理弁法に定める以下の包装表示に関する規制が廃止されることとなる²¹。

- 生産企業名称の表示
- 検査検疫マークの表示

セ 輸出申告前監督管理の申請²²

輸出食品生産企業、輸出者は、法律、行政法規及び税関総署の規定に基づき、生産地又は貨物調達地にある税関にて輸出申告前監督管理の申請を提出しなければならない。

生産地又は貨物調達地にある税関は、輸出申告前監督管理の申請を受理した後、法により検査検疫を行う必要がある輸出食品について現場検査及び監督抜き取り検査を実施する。

ソ 輸出入食品に対する年度安全監督抜き取り検査計画の制定²³

税関総署は輸出入食品の年度安全監督抜き取り検査計画を制定し、検査計画に従って輸出入食品を検査する。

タ 法的責任²⁴

- 食品輸入者が、その届出内容に変更があったが、規定に基づいて税関に変更手続を行わず、情状が重い場合は、税関に警告される。食品輸入者が届出手続において虚偽の届出情報を提出する場合は、税関により、1 万人民元以下の過料の処分を課される可能

¹⁸ 本弁法第 39 条

¹⁹ 本弁法第 44 条

²⁰ 本弁法第 46 条

²¹ 現行管理弁法第 37 条

²² 本弁法第 49 条

²³ 本弁法第 29 条、第 50 条

²⁴ 本弁法第 68 条～第 70 条

性がある。

- ▶ 中国国内の輸出入食品生産経営者が税関による輸出入食品安全検査に協力せず、質問の回答、資料の提供を拒否し又は回答内容及び提供資料が実際の状況と一致しない場合は、税関により、警告又は1万人民元以下の過料の処分を課される可能性がある。
- ▶ 税関は、輸入の包装済み食品の監督管理を行う際に、輸入の包装済み食品に中国語ラベルを貼り付けていない場合又は輸入の包装済み食品に貼り付けた中国語ラベルが法律法規及び食品安全に関する国家基準に合致していない場合で、食品の輸入者が税関の要求にしたがった廃棄、返送又は技術的な処理を拒否した場合、税関により、警告又は1万人民元以下の過料の処分を課される可能性がある。

(2) 輸入食品国外生産企業登録管理規定²⁵

税関総署 2021年4月12日公布、2022年1月1日施行

① 背景

中国は、中国の輸入食品の品質の全体的な安定性を維持するため、長年の模索と実践を経て、輸入食品の品質・安全に対する一連の監視管理制度と保障措置をつくり、輸入食品の安全を確保している。また、輸入食品国外生産企業登録の業務が、2018年に国家品質監督管理検査検疫総局から税関総署に移管されて以降、税関総署は、輸入食品国外生産企業への監督管理に関する新しい考え方に基づき、輸入食品国外生産企業の登録に関する段階的な改革を進めている。

2019年、税関総署は、2018年11月23日に公布された輸入食品国外生産企業登録管理規定（以下「現行管理規定」という。）の改正に関する意見募集稿を公布し、2021年4月13日、改正後の輸入食品国外生産企業登録管理規定（以下「本規定」という。）が正式に公布され、2022年1月1日より施行されることとなった。前記（1）で記載した輸出入食品安全管理弁法と共に、中国における新しい輸出入食品の安全管理制度を構築する法令といえる。

本規定では、現行管理規定に比べて、輸入食品国外生産企業登録の要求を大幅に改正しており、中でも、リスト制登録の管理方式を廃止し、中国に食品を輸入する全ての輸入食品国外生産企業について登録制管理を施行することとなった点は大きな変更である。また、本規定の施行後は、健康食品、特殊医学用途調整食品、乳幼児用調整粉ミルクなどの特殊食品及びワイン、飲料、キャンディー、チョコレートなどの包装済み食品を含む全ての輸入食品が中国市場に進入する前に、税関総署にて国外生産企業の登録をしなければならない。

上記を踏まえて、本弁法における主な改訂内容を以下のとおり整理する。

²⁵ 「中华人民共和国进口食品境外生产企业注册管理规定」

② 主な内容

ア 登録対象の範囲の拡大²⁶

現行管理規定では、「輸入食品国外生産企業登録実施目録」（以下「実施目録」という。）に記載された輸入食品の国外生産企業が、登録をした後に中国への食品の輸入を行わなければならないとされている²⁷。実施目録では、肉類、水産物、乳品（乳製品及び乳幼児調整粉ミルクを含む）及び燕の巣という4種類の輸入食品の外国生産企業に限定されているが、本規定では、税関総署での登録が必要な対象が、全ての輸入食品の国外生産企業に拡大している。

イ 輸入食品国外生産企業の登録条件²⁸

- ▶ 所在国（地域）の食品安全管理体制が税関総署による同等性評価及び審査に通過している。
- ▶ 所在国（地域）の管理当局の許可により設立され、その有効な監督管理にある。
- ▶ 有効な食品安全・衛生の管理及び保護の体制を設立しており、所在国（地域）に適法に生産、輸出し、中国に輸出する食品が中国の関連法令及び食品安全に関する国家基準に合致することを保証する。
- ▶ 税関総署と所在国（地域）の管理当局の間で合意した関連検査検疫に関する要求に合致する。

ウ 登録方法の変更²⁹

- ▶ 国外生産企業の登録方法は「所在国（地域）主管当局推薦登録」と「企業申請登録」という二つの方式に分けられている。
- ▶ 税関総署は、食品の原材料の由来、生産加工の工程、食品安全の過去のデータ、消費者層、食用方法等の要素に基づいて分析し、国際的な慣行に合わせて輸入食品国外生産企業の登録方法及び申請資料を確定する。

エ 所在国（地域）主管当局推薦登録の対象範囲³⁰

以下の食品の国外生産企業は、所在国（地域）主管当局から税関総署への推薦により登録される。

肉と肉製品、ケーシング、水産品、乳品、燕の巣及び燕の巣の製品、蜂製品、卵及び卵製品、食用油脂及び油、詰めパスタ、食用穀物、穀物製粉工業製品及び麦芽、保鮮や脱水野菜及びドライ豆、調味料、ナット及び種子類、ドライフルーツ、未焙煎のコーヒー豆とカカオ豆、特殊膳食食品、保健食品。

オ 所在国（地域）主管当局推薦登録の必要資料³¹

- ▶ 所在国（地域）主管当局の推薦書

²⁶ 本規定第4条

²⁷ 現行管理規定第5条

²⁸ 本規定第5条

²⁹ 本規定第6条

³⁰ 本規定第7条

³¹ 本規定第8条

- 企業リスト及び企業登録申請書
- 企業の資格証明書（例えば、所在国（地域）管理当局が発行した営業許可証）
- 所在国（地域）主管当局による推薦企業が本規定の要求に合致する声明
- 所在国（地域）主管当局による関連企業に対する審査の結果報告
- 必要であれば、税関総署は、企業の食品安全衛生及び防護体制に関する資料（例えば、企業の工場、生産現場、冷蔵庫のレイアウト図及び製造工程など）を要求することができる。

カ 企業申請登録の対象範囲及び必要資料³²

上記ウに記載した食品以外のその他の食品の外国生産企業は、自ら又は代理人に依頼して税関総署に登録を申請する必要がある。

申請の際に以下の資料を提出しなければならない。

- 企業登録申請書
- 企業身分証明資料（例えば、所在国（地域）主管当局が発行した営業許可書）
- 申請企業による本規定の要求に合致する声明

キ 審査方式の多様化³³

税関総署は、自ら又は関連機構に依頼して審査評価を行い、資料審査、ビデオ検査、現場検査などの形式のうち、一種又は多種を利用して、登録申請する外国生産企業に対して評価審査を行う。

ク 登録番号の発行及び食品包装上の表示³⁴

税関総署は、登録をされた外国生産企業に対して中国での登録番号を発行し、外国生産企業は、中国国内に食品を輸出する際に、その食品の内外の包装に中国での登録番号又は所在国（地域）主管当局により許可した登録番号を表示しなければならない。

ケ 登録許可書の有効期限の延長³⁵

輸入食品国外生産企業の登録許可書の有効期限は、現行管理規定上の4年から5年までに延長している。

コ 再度の登録申請が必要な場合³⁶

- 生産場所が変更された場合
- 法定代表者が変更された場合
- 所在国（地域）主管当局により許可された登録番号が変更された場合。

サ 登録の更新³⁷

輸入食品国外生産企業は、登録を更新する必要がある場合、登録の有効期限が満了する前の3ヶ月～6ヶ月以内に、登録申請の方法を通じて税関総署に登録の更新を申請しな

³² 本規定第9条

³³ 本規定第13条

³⁴ 本規定第14条、第15条

³⁵ 本規定第16条

³⁶ 本規定第19条

³⁷ 本規定第20条

ければならない。

シ 登録の取消し³⁸

登録を受けた輸入食品国外生産企業に以下のいずれかの事項が生じた場合、税関総署は、登録を取消し、公告する。

- 企業が自らの原因により輸入食品に関する重大な食品安全上の事故が発生した場合
- 中国に輸入する食品の入国検査検疫で食品安全が見つかり、情状が深刻である場合
- 食品安全衛生管理に重大な問題があり、中国に輸入する食品の安全・衛生に関する要求への合致を保証できない場合
- 改善後も登録要求に合致しない場合
- 虚偽の資料を提供したり、関連の状況を隠蔽したりした場合
- 税関総署による再検査及び事故調査に協力しない場合
- 登録番号の賃貸、貸与、譲渡、転売、書き換えを行った場合

(邢沂晨・中国弁護士)

³⁸ 本規定第 24 条

二. 連載 中国法実務のイロハ

第四弾：企業買収のイロハ（第3回／全9回）

第1回	2021年2月号	中国での企業買収の在り方
第2回	2021年3月号	企業買収のプロセス
第3回	2021年4月号	法務DDの実施方法
第4回	2021年5月号	法務DDの頻出事項①(組織)
第5回	2021年6月号	法務DDの頻出事項②(許認可・環境)
第6回	2021年7月号	法務DDの頻出事項③(資産)
第7回	2021年8月号	法務DDの頻出事項④(人事労務)
第8回	2021年9月号	取引契約の交渉と締結
第9回	2021年10月号	取引契約の履行

第3回 法務DDの実施方法

第四弾「企業買収のイロハ」では、全9回に渡り中国における企業買収に関するプロセスや法務デューデリジェンス（以下「法務DD」といいます。）における頻出問題、そして取引契約の締結、履行と、全般に渡ってご説明します。

第3回目は、法務DDの実施方法というテーマに基づき、中国での企業買収時における法務DDがどのようにして行われるのか、そして実際に法務DDを進めるにあたって留意すべきポイント等を解説します³⁹。

Q4.3.1 法務DDは、なぜ実施する必要があるのでしょうか。

法務DDは、通常、以下のような目的で実施されます。

(1) 企業買収の実行可否の判断に影響を及ぼす事項の確認

法務DDによって発見された法的問題点及びリスク（以下「法的問題点等」といいます。）の内容によっては、そもそも買収対象となる会社（以下「対象会社」といいます。）の買収を断念すべき場合があります。例えば、対象会社の主要なビジネスモデルが構造的に法令に違反していて、法令違反の解消と当該ビジネスでの利益の創出を両立することが不可能又は著しく困難な場合が挙げられます。

このような法的問題点等の有無及び内容を確認するというのは、法務DDの最も基本的かつ重要な目的となります。但し、実務上このような法的問題点等が発見されるケースは必ずしも多いとは言えません。

(2) 買収対価の算定に影響を及ぼす事項の確認

法務DDによって発見される法的問題点等の中には、企業買収の実行を断念せざるを得ないような事情とまでは評価できないものの、対象会社の企業価値評価を踏まえた買収対価の算定に影響を及ぼす事項があります。例えば、対象会社が認識していない未払残業代が存在す

³⁹ 特段の記載がない限り、企業買収の場面において買手が行う法務DDを念頭に解説します。

る場合や、対象会社を被告とする高額の損害賠償請求訴訟が係属していて請求が認容される（敗訴する）可能性が高いにもかかわらず、引当金が計上されていない場合が挙げられます。

このような法的問題点等が発見された場合、当該問題点等に応じて対象会社の価値を減額して評価し、買収対価を売手に対して提案することになります。

(3) 取引契約⁴⁰において対応すべき事項の抽出

取引契約では、法務 DD によって発見された法的問題点等を踏まえて、①法的問題点等の解消を売手に義務付ける条項、②①の義務履行を企業買収取引の実行（以下「クロージング」といいます。）の前提条件とする条項、③クロージング後に法的問題点等が顕在化した場合の補償条項等を規定することになります。

また、法的問題点等とは少し性質は異なりますが、クロージングまでに行うべき手続⁴¹についても、法務 DD で確認して取引契約において対応する規定をすることになります。

よって、法務 DD では、取引契約において対応すべき事項を抽出することも重要な目的の一つといえます。

(4) クロージング後に対応すべき事項の抽出

法務 DD によって発見される法的問題点等のうち、上記(1)から(3)に該当しない事項であっても、クロージング後に買手の管理下で改善すべき事項も存在します。

このような事項を抽出することも、法務 DD の目的の一つといえます。

(5) 買手の役員が負う義務を果たすこと

買手が法人である場合、買手の役員は会社に対して一定の義務を負っています。例えば、買手が日本の株式会社である場合には取締役が善管注意義務及び忠実義務を負っており⁴²、中国の有限責任公司である場合には董事が忠実義務及び勤勉義務を負っています⁴³。

善管注意義務等が果たされたか否かは法務 DD の実施の有無のみで判断されるわけではありませんが、法務 DD を行ったという事実は、経営判断の前提となる事実の調査として適切な調査を行っており、役員に課された義務を果たしているという評価につながる事情の一つとなります。

Q4.3.2 企業買収に際しては、法務 DD を行っておけば DD として十分でしょうか。

事案にもよりますが、企業買収に際しては、法務 DD を行うだけでは DD として十分ではありません。

通常、法務 DD 以外に財務税務 DD も実施されます。財務税務 DD は公認会計士及び税理士によって行われ、収益性分析、キャッシュフロー分析、簿外債務の調査、税務上最適な買収スキームの検討等が行われます。

⁴⁰ 企業買収のスキームに応じた買収のための契約（例えば、持分譲渡契約）を指します。以下同じです。

⁴¹ 例えば、対象会社が合弁会社である場合において、合弁契約上、売手以外の合弁当事者の事前承諾が必要である場合等が挙げられる。

⁴² 日本の会社法 330 条、355 条、民法 644 条

⁴³ 中国の会社法 147 条 1 項

また、ビジネスの発展性、事業計画の妥当性等を調査する目的で、ビジネスの専門家によるビジネス DD が行われることもあります。買手と対象会社の事業が類似する場合には買手の従業員等が担当し、外部の専門家に依頼せずに内製化することもあります。他方、買手が投資ファンドであるような場合には、ビジネス DD が行われるケースが比較的多いといえます。

さらに、対象会社が工場を有している等、環境規制への適合性を検討する必要がある場合には、環境 DD が行われることもあります。広い意味では環境規制も法規制の一部であることから法務 DD の一部として行われることもありますが、環境 DD の重要性が特に高い案件である場合、環境規制の専門家を起用して実施することもあります。

実際の買収案件では、以上のような各観点からの DD を事案の特性に応じて組み合わせて実施することになります。

Q4.3.3 法務 DD の全体像はどのようなものでしょうか。

法務 DD は、一般的に以下のような順序で進められます。

No.	項目	内容
1	資料依頼リストの送付	買手の法務アドバイザー（以下「買手 LA」といいます。）が、対象会社に対して開示を依頼する資料のリストを作成し、対象会社に送付します。
2	対象会社による資料開示	資料依頼リストに基づいて、資料開示が行われます。最近では電子メールやオンラインストレージサービスを利用して電子データでの資料開示が行われることが多いですが、対象会社の会議室等で原本の開示のみが行われることもあります。
3	買手 LA による資料検討	買手 LA が、対象会社から開示された資料を検討し、法的問題点等の有無及び内容を確認します。また、開示された資料から明らかではない事情について、対象会社への質問を用意します。
4	QA、インタビューの実施	資料検討を踏まえて対象会社に確認すべき事項を整理し、買手 LA が QA リストを作成します。これを対象会社に送付し、対象会社が回答を記載して買手 LA に返送します。また、QA とは別に対象会社の役員等に対してインタビューを行います。インタビューで確認する事項については、Q4.3.5 でご説明します。
5	結果報告	買手 LA が法務 DD の報告書を作成して買手に提出します。その際、報告会を開催し、重要な点については口頭で説明することが一般的です。

法務 DD の所要期間は、案件の規模や調査範囲により様々ですが、5、6 週間程度の期間を設けることが一般的です。

Q4.3.4 法務 DD で確認する項目、確認すべき重要な資料はどのようなものでしょうか。

法務 DD で確認する項目、確認すべき重要な資料は、案件によりませんが、おおむね以下のとおりです。

No.	項目	確認すべき重要な資料
1	組織	定款、合弁契約、営業許可証、機関決定の議事録（董事会議事録等）、組織図、各種登記申請書類の写し、過去の M&A 取引の資料、年度検査報告書、社内規程リスト、内部監査報告書等
2	株式	株主 ⁴⁴ の払込義務の履行状況が分かる資料、株主間契約、株式 ⁴⁵ への担保権設定契約、過去の株式譲渡契約書等
3	役員	役員を選解任に関する機関決定の議事録、兼任状況の説明資料、役員と対象会社との間の契約書、利益相反取引の説明資料等
4	事業	事業内容・商流の説明資料、重要な取引先リスト、重要な取引先との契約書、契約書雛形等
5	資産負債	土地所有権又は建物所有権の権利証明書等、重要な賃借不動産に関する契約書、借入に係る契約書、担保設定に関する契約書等
6	知的財産権	保有する知的財産の一覧表、ライセンス契約、知的財産に関する紛争の資料等
7	許認可・コンプライアンス	事業展開に必要な許認可証書、当局からの命令等に関する文書等
8	労務	労働契約書の雛形、就業規則、裁量労働制に関する労務管理部門の承認書類、労務に関する諸規則、労災事故の資料、社会保険・住宅積立金の支払証憑等
9	保険	保険証書、過去の保険金請求に関する資料等
10	環境	環境に関する許認可証書、大気汚染・水質汚染等の環境問題の発生可能性に関する資料、廃棄物に関する資料、管轄当局との連絡内容の記録等
11	紛争	訴訟その他の紛争に関する書面、クレームに関する資料等

また、これらの資料が存在しない場合には、存在しない旨の確認も重要であることから、資料依頼リスト又は QA への回答として、該当資料が存在しない旨の回答を得ておく必要があります。

Q4.3.5 法務 DD におけるインタビューでは、どのようなことを確認するのでしょうか。

法務 DD におけるインタビューには、大きく 2 つの意義があります。1 つ目の意義は、法務 DD の序盤に行われるインタビューで、会社の全体像、商流を確認するとともに、インタビューへ

⁴⁴ 有限公司における持分権者を含む概念として用います。以下同じです。

⁴⁵ 有限公司における持分を含む概念として用います。以下同じです。

の応答の様子から、法務面での管理体制のレベルを推測し、肌感覚としてリスクの程度を把握するというものです。もう1つの意義は、法務DDの終盤に行われるインタビューで、QAの回答が滞留している場合に、QAシートへの記入による回答に代えて口頭で回答を得るというものです。

QAシートを用いての質疑応答、インタビューでの質疑応答にはそれぞれメリットとデメリットが存在することから、対象会社側の体制も考慮して案件に応じた組合せを検討することになります。

なお、対象会社への現地訪問が実現する場合には、その機会に合わせてインタビューを実施するのが通常です。現地訪問を行うことのメリットとしては、不動産や重要な設備等の状況並びに職場環境を実地に確認できることに加え、現場を見て気づいた問題点についてその場で事情をよく知る担当者にインタビューを行うことができ、より多くの事項を深く理解できる可能性が高まることといえます。

Q4.3.6 買手側で独自に取得できる情報はありますか。

日本であれば、登記情報、官報検索⁴⁶、知的財産に関する登録・出願状況等の情報を第三者である買手側が独自に取得することが可能です。但し、日本の登記情報には株主構成は記載されておらず、株主構成を確認するためには、まずは対象会社から株主名簿の開示を受けることが必要となります。

他方、中国では、「国家企業信用情報公示システム」を利用して、対象会社の基本情報を確認することが可能です。日本の登記情報と比較すると、株主構成が記載されていること、無料であること等が特徴です⁴⁷。

また、対象会社が設立登記や変更登記の際に当局に提出した資料（株主の資格証明書、定款、登録住所地の不動産権利証ないし賃貸借契約、任命書、持分譲渡契約などが含まれる）についても、管轄の市場監督管理局から無料で謄本の交付を受けることが可能です⁴⁸。

そして、中国でも日本と同様に知的財産権の出願・登録状況を確認することは可能です。

さらに、中国の特徴として、訴訟の係属状況が人民法院によって公開されており、対象会社を当事者とする訴訟の有無を確認することが可能です。

Q4.3.7 法務DDを実施する際、秘密管理との関係で留意事項はありますか。

企業買収についてDDを実施している段階では、当該買収案件の存在について対象会社では限られた一部の幹部しか認識しておらず、対象会社から「従業員に知られないように配慮してほ

⁴⁶ 日本の会社法に基づく決算公告（同法440条）の履行状況を確認すること等を目的として利用します。

⁴⁷ 「国家企業信用情報公示システム」に他の公開情報等を統合してより多くの情報を提供する民間データベースも複数存在します。

⁴⁸ 但し、第三者一般に公開されているものではなく、対象会社自身又は法律事務所が申請して開示を受けることとなります。近時では、オンラインでPDFを取得できる制度も整備されつつあります。

しい」旨の意向が伝えられることは少なくありません。この場合、当該買収案件の存在という秘密情報を管理するために、対象会社側で法務 DD 対応に割ける人材が極めて限定され、現地見学や現地でのインタビューにも制約が発生します。

他方で、買手としては、買収の可否及び条件を検討するためには、対象会社から必要な情報の提供を受ける必要があります。

法務 DD を実施する場合には、こういったニーズと制約のバランスを考慮して進めることになります。実務上、「親会社からの監査」という名目で法務 DD を実施し、必要な情報の提供を受けることもあります。

また、DD の開始に先立って買手と売手との間で秘密保持契約の締結（又は秘密保持条項を含む意向表明書の差入れ）が行われることが一般的です。買手は、当該契約等に基づく秘密保持義務を遵守する必要がある点にも留意しなければなりません。

Q4.3.8 法務 DD について、コロナ禍ではどんな影響がありますか。

コロナ禍では、現地訪問、現地での資料確認、対面でのインタビューを実施することが困難な状況となっています。

このうち、インタビューについてはオンラインで実施することにより代替可能ですが、現地訪問等はオンラインで代替することは困難です。また、資料確認についても、すべてオンラインで開示を受けることができれば問題ありませんが、Q4.3.7 で述べたような事情から資料の全部又は一部について現地での資料確認のみ許容されるような場合には、代替手段がありません。

買手としては、売手及び対象会社と協議の上でできる限り調査の実行又は代替手段の確保を求めますが、どうしても合意に至らない場合には、Q4.3.9 に準じた対応をすることになります。

Q4.3.9 対象会社の協力が十分に得られない場合、どうすればいいのでしょうか。

DD に先立って買手と売手との間で締結した契約に特段の規定がない限り、買手が対象会社に対して資料開示等を強制することはできません。

この場合、買手としては、①当該買収を断念する、②対象会社の債務を承継しないスキーム⁴⁹に変更する、③対象会社の価値を低く評価して買収対価を提示する、④取引契約において売手に対して広範な表明保証を要求し、表明保証違反に基づく補償請求権を確保する、といった対応が考えられます。

対象会社に関して資料開示がほとんど行われないような場合には、DD による評価やリスク判断ができないという問題点に加え、買収後のコントロールにも困難があることが予想されるため、一般論としては買収を断念すべきといえますが、影響の大きくない部分について協力が得られない場合⁵⁰には、買収を実行する前提で上記③、④の方法を検討することが一般的といえます。

⁴⁹ 例えば、当初は持分譲渡を想定していた案件において、個別資産の譲渡というスキームに切り替えることが考えられます。

⁵⁰ 例えば、対象会社がマイノリティ出資をしている合弁会社について資料開示が十分に受けられないという場合

Q4.3.10 売手側でも法務 DD をすることはあるのでしょうか。また、どのような意義があるのでしょうか。

売手を実施する DD は「セラーズ DD」とも呼ばれ、買手が行う DD に比べて実施するケースは少ないものの、まったくないわけではありません。セラーズ DD を行う場合、買手からの DD を受ける前の段階で実施することになります。

セラーズ DD の意義としては、買手から買収対価の減額交渉に利用される可能性のある法的問題点を抽出し、事前対応を行うことを可能にする点にあります。なお、定期的な内部監査又は親会社からの監査によって売手側で対象会社に関する法的問題点を把握できている場合には、セラーズ DD を実施する必要性は低いといえます。他方、中外合弁企業で、中国側株主が人事や財務の管理をコントロールしているような企業において、日本側株主が、自己の持分を第三者に売却するというような場合には、セラーズ DD を行う必要性は高まるといえます。

(中城由貴・弁護士)

三. 中国法務の現場より

1. 2021年の清明節

4月5日は、中国の清明節であり、先祖を偲び、墓参りを行う伝統的な祝日である。清明節に当たる日は、古くから先祖、親族の墓参りをする「掃墓」の習慣があり、北京ではこの日、家族や親戚がそろって墓の掃除をして、紙で作ったお金を墓前で燃やし、お菓子、果物又は花などをお供え物として供養をするのが一般的な家庭行事となっている。しかし、2020年の清明節は、中国においてコロナウイルスの流行が非常に深刻な状況となっていた時期であり、例年のように家族で集まる墓参りを避けるよう政府から強く呼びかけられ、各墓地で



も事前予約や、来訪人数の制限といった制限策が実施されていた。

また、このような状況のなか、実際の墓参りの代わりに、インターネットでの「オンライン墓参り」という方式も推奨された。政府は、清明節における墓参り専用サイトを開設し、ここからオンラインでの墓参りを行うことができる。ここでは、献花、線香上げ、ロウソク立て、献酒といった選択ボタンが置かれており、伝言を記入することもできる。こ

のような政府によるサービスのほか、北京の墓地経営者も、利用者がネットで予約、申し込みをすれば、お墓の掃除と献花を無料で提供するというサービスの提供を開始している。去年は、筆者も実際に墓地に行くのを避け、オンラインでの墓参りだけを行った。

そして、今年の清明節はコロナウイルスの流行が始まってから2回目の清明節であったが、伝統的な墓参り行事を行うことができるかが市民の関心事項となっていた。北京ではコロナの流行が一応収束しているものの未だに油断できない状況であることから、北京市政府は、引き続き実際の墓参りを一定程度制限することを決定し、訪問者は、事前にインターネット又は電話で訪問時間を予約し、当日は予約した訪問者の身分証明書を持参することによって入園することができることとした。筆者も実際に予約をした上で墓参りを行ったが、訪問者の人数は、コロナ発生前に比べてかなり少ない印象であった。

ただ、統計によれば今年の3月20日から4月5日までの間、墓参りに訪れた人数は、258.13万人とのことであり、昨年に比べれば大幅な上昇が見られたようである。オンライン墓参りや墓地経営者による墓参り代行サービスも、引き続きかなり利用されていたようであるが、コロナウイルス流行が落ち着いていることもあり、伝統的な墓参りに訪れる人の数が回復傾向にあることが示されている。

コロナウイルスの流行は、我々のこれまで当たり前としてきた生活における各方面に大きな影響を与えてきた。中国におけるコロナウイルスの流行は世界の他の国に比べてもかなり抑えられており、日常を取り戻しているといえるが、その危機が完全に去ったわけではな

い。今後もこれまで当たり前としてきたことが形を変えていくことが予想されるが、1日でも早くこの危機が収束し、これまでの日常を取り戻せることを祈るばかりである。

(呉秀穎・中国法顧問)

2. IPBA 上海大会

4月18日から21日の4日間、上海国際会議センターにて、IPBA（環太平洋法曹協会）の第30回大会が開催された。

IPBAは、1991年に日本で発足したアジア太平洋地域の70の法域の約1,700名の会員からなる国際法曹協会であり、毎年年次大会が開かれる。過去の年次大会開催国は、日本、オーストラリア、中国、米国、シンガポール、フィリピン、マレーシア、ニュージーランド、タイ、カナダ、インド、韓国、インドネシアとなっている。中華圏においては、台北、香港、北京で開催されたことがあるが、上海での開催は今回が初めてである。

年次大会には毎回テーマが設けられ、今回のテーマは「Rethinking Global Rules—Opportunity and Challenges for the Legal Industry」とされ、RCEPに関する基調講演のほか、「一带一路」など中国と諸外国との関わりに関するテーマを中心とした分科会が開催された。

また、IPBAの開会式には、例年、開催国の首相・大臣・長官クラスのVIPが招かれるが、今年は、司法部部長、全人代憲法法律委员会主任及び上海市長が招かれて祝辞を述べた。

本来は、この第30回大会は、昨年の4月に予定されていたが、コロナ禍のために2回の延期を余儀なくされ、今回ようやく開催にこぎつけたものである。もっとも、海外から中国への渡航は厳しく制限されているため、上海でのオフライン開催と、海外向けオンライン配信との二本立てでの開催となった。



(祝辞を述べる上海市長)

ホストとなった上海市律師協会によれば、30数か国から600人程度の参加があったということであるが、現地会場での参加者は300名程度であり、大多数が中国の弁護士であった。

IPBA年次大会は、例年1000人超の参加があり、そのうち、日本からの参加者も100名を超える。そのため、「ジャパンナイト」という交流会が毎回企画される。今回の上海大会に向けて、上海にオフィスを構える日系法律事務所の有志が連携して、2019年より「ジャパンナイト」の企画を進めていたが、今回は、日本を含む海外からの渡航による参加者がゼロであったため、お流れとなった。その代わりに、上海市弁護士会による動員もあり、上海在勤の外国弁護士は、20数名が参加をした。また、複数の上海在勤日本弁護士が講師として登壇した。

筆者は、「デジタル貿易の発展」をテーマとする分科会のパネルディスカッションにおいて、発表の機会を得て、「日本の視点」を紹介した。



来年の4月には、東京で第31回大会が開かれる予定であるが、その頃には、国を跨ぐ人の往来が正常化して、対面での交流ができるようになることを期待したい。

(山根基宏・弁護士)

TMI 中国最新法令情報—2021年4月号—

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発行日：2021年5月5日